

議会事務局の職員で吏員その他の職員に併任されているものが処理すべき事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

議会事務局の職員で吏員その他の職員に併任されているものが処理すべき事務に関する規程の一部を改正する訓令
議会事務局の職員で吏員その他の職員に併任されているものが処理すべき事務に関する規程（昭和 41 年岩手県訓令第 30 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(代決) 第 3 条 併任職員が処理すべき事務の代決については、 <u>岩手県知事部局代決専決規程（平成13年岩手県訓令第22号）第 3 条及び第 4 条</u> の規定を準用する。 (専決の制限) 第 4 条 併任職員が処理すべき事務の専決の制限については、 <u>岩手県知事部局代決専決規程第 5 条</u> の規定を準用する。	(代決) 第 3 条 併任職員が処理すべき事務の代決については、 <u>岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）第 8 条及び第 9 条</u> の規定を準用する。 (専決の制限) 第 4 条 併任職員が処理すべき事務の専決の制限については、 <u>岩手県事務委任及び代決専決規則第10条第 1 項</u> の規定を準用する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。